

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成27年4月23日(木)午後3時から午後4時40分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(26名)

1番 鈴木正夫 委員	2番 菱木信治 委員
3番 伊能正啓 委員	4番 熱田幸子 委員
5番 鈴木一郎 委員	6番 江波戸博 委員
7番 大木岩五郎 委員	8番 岩井淳 委員
9番 渡邊弘仁 委員	10番 實川元久 委員
11番 塚本虎之助 委員	12番 椎名正和 委員
13番 伊藤定夫 委員	14番 川口京子 委員
15番 太田忠治 委員	16番 大木清 委員
17番 及川誠 委員	18番 大木一夫 委員
19番 伊藤秀雄 委員	21番 林豊 委員
22番 増田正義 委員	23番 大木傳一郎 委員
24番 石毛利雄 委員	25番 菅谷守夫 委員
26番 伊藤幸夫 委員	27番 熊切清 委員

4 欠席委員(1名)

20番 加瀬浩市 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 12件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
6件

議案第3号 農地買受適格証明願について 4件

議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について
2件

議案第5号 平成27年度第1次農用地利用集積計画(案)について(別冊)

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 4件

利用権の中途解約に係る通知について 3件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局長ほか3名
(産業振興課)
職員3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成27年4月定例農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、大木会長から御挨拶をお願いいたします。

大木会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち
ゆう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は27名中26名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は大木会長にお願いします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい
たします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、15番太田忠治委員、16番大木清委員を指
名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」を議題といたします。なお、本議案には、伊能正啓委員が関
係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条
の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて審議、採
決します。最初に7番と8番について、事務局から議案の説明をお願いし
ます。
伊能委員は退席をお願いします。

(伊能委員退席)

事務局 それでは、議案第1号の番号7番と8番は賃借権に関する件であります。

【議案第1号、番号7番と8番を議案書を基に朗読】

番号7番と8番について、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

17番 番号7番と8番について、譲受人は意欲的に営農をされており問題ないと思われ
ます。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号7番と8番の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号7番と8番について採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 伊能正啓委員が着席されましたので、引き続き議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 議案第1号、番号1番から6番までと9番と10番は所有権移転に関する件、11番と12番は賃借権に関する件であります。

【議案第1号、番号7番と8番を除き議案書を基に朗読】

番号7番と8番を除き別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

9番 　番号1番について、譲受人は意欲的に営農をしており、作業の効率化を図るため耕作地の隣接地を求めるもので問題ないと思われま

25番 　番号2番について、後継者は意欲的に営農をしており問題ないと思われ

ま

番号3番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ

ま

番号4番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ

ま

番号5番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ

ま

番号6番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ

15番 　番号9番について、譲受人は意欲的に営農をしており、作業の効率化を図るため耕作地の隣接地を求めるもので問題ないと思われま

3番 　番号10番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ

19番 　番号11番と12番について、譲受人は新規就農者です。営農意欲もあり、農業技術の習得状況からみても問題ないと思われま

議長 　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議長 　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号7番と8番を除き質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号7番と8番を除き採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書を御覧ください。

【議案第2号、番号1番から6番までを議案書を基に朗読】

番号1番は、駐車場用地として現況畑80㎡を譲り受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番は、専用住宅用地として現況畑271㎡を祖母から譲り受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番は、駐車場用地として現況畑610㎡に計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番は、専用住宅用地として畑303㎡を譲り受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番は、車庫及び駐車場用地として現況畑計806㎡を譲り受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番は、集会場(葬祭場)用地として畑計2,520㎡を譲り受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

2番 番号1番について、申請者は住宅を新築しましたが敷地が狭く、申請地に自己の駐車場を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号2番について、申請者は現在両親と同居していますが、手狭となったため、専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

15番 番号3番について、申請者は会社を営んでいます。事業の拡大に伴い来客者や業務用の駐車場が不足しているため、申請地に駐車場を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

21番 番号4番について、申請者は現在賃貸住宅に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となったため、専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号5番について、申請者は宗教法人を営んでおり、信者の駐車場が不足しているため、車庫及び駐車場を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号6番について、申請者は主に葬祭の役務を提供している会社を営んでいます。事業を拡大するため申請地に集会場（葬祭場）を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「農地法第5の規定による許可申請に係る意見決定について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第3号「農地買受適格証明願について」を議題といたします。
申請人が最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合は、当該証明書の交付時と事情

が異なっていると認められた場合を除き、許可相当とする旨付帯決議するものです。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号1番から4番までを議案書を基に朗読】

番号1番から4番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

4 番 番号1番について、申請者は意欲的に営農をしています。労働力や通作距離等からみても問題ないと思われま

す。番号2番と3番について、申請者は意欲的に営農をしています。労働力や通作距離等からみても問題ないと思われま

す。番号4番について、申請者は意欲的に営農をしています。労働力や通作距離等からみても問題ないと思われま

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地買受適格証明願について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、2件でございます。
あっせん申出番号1番については、畑1筆を売買したいとのことです。
あっせん申出番号2番については、畑1筆を賃借したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に11番塚本虎之助委員、16番大木清委員を、あっせん申出番号2番のあっせん委員に1番鈴木正夫委員、23番大木傳一郎委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に11番塚本虎之助委員、16番大木清委員を、あっせん申出番号2番のあっせん委員に1番鈴木正夫委員、23番大木傳一郎委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、議案第5号「平成27年度第1次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。本案につきましては、去る21日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について報告をお願いします。

【農地銀行運営委員会からの報告】

議 長 農地銀行運営委員会からの報告が終わりました。なお、本議案には、伊藤幸夫委員と伊藤秀雄委員、熊切清委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて審議、採決します。最初に第1の利用権設定関係の2番について、事務局から説明をお願いします。伊藤幸夫委員は退席をお願いします。

(伊藤委員退席)

伊藤委員が退席されましたので第1の利用権設定関係の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の第1の利用権設定関係の2番について、別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号「平成27年度第1次農用地利用集積計画(案)について」の第1の利用権設定関係の2番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

(伊藤委員着席)

議 長 伊藤幸夫委員が着席されましたので、引き続き議案第5号「平成27年度第1次農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。第1の利用権設定関係の8番について、事務局から説明をお願いします。伊藤秀雄委員は退席をお願いします。

(伊藤委員退席)

伊藤委員が退席されましたので第1の利用権設定関係の8番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の第1の利用権設定関係の8番について、別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号「平成27年度第1次農用地利用集積計画について」の第1の利用権設定関係の8番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

(伊藤委員着席)

議 長 伊藤秀雄委員が着席されましたので、引き続き議案第5号「平成27年度第1次農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。第1の利用権設定関係の9番について、事務局から説明をお願いします。熊切清委員は退席をお願いします。

(熊切委員退席)

熊切委員が退席されましたので第1の利用権設定関係の9番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の第1の利用権設定関係の9番について、別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号「平成27年度第1次農用地利用集積計画について」の第1の利用権設定関係の9番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

(熊切委員着席)

議 長 熊切清委員が着席されましたので、引き続き議案第5号「平成27年度第1次農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。第1の利用権設定関係の2番、8番及び9番を除き、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号「平成27年度第1次農用地利用集積計画(案)について」第1の利用権設定関係の2番、8番及び9番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第5号「平成27年度第1次農用地利用集積計画(案)について」第1の利用権設定関係の2番、8番及び9番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について4件、利用権の中途解約に係る通知について3件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理

しました。

議 長 　ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議 長 　特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

議 長 　本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	12件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	6件
議案第3号 農地買受適格証明願について	4件
議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	2件
議案第5号 平成27年度第1次農用地利用集積計画(案)について (別冊)	
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について	4件
利用権の中途解約に係る通知について	3件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成27年4月23日の匝瑳市農業委員会の定例総会
を閉会いたします。